

傍 聴 要 領

三重県社会福祉審議会

1 傍聴定員

6名

2 傍聴する場合の手続き

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、当日会場で受付を行い、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴者の受付は13時00分から13時20分までとします。なお、傍聴希望者が定員を超えた場合は先着順とします。

3 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたって必ず係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、以下に述べる4の事項に反したときはこれを注意し、なお従わないときは退場をしていただくこととなります。

4 会議を傍聴するにあたり守っていただく事項

傍聴者は次の事項を遵守してください。

- (1) 会議開催中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害はしないこと。
- (3) 会場において、飲酒または喫煙をしないこと。
- (4) 会場において、委員長の許可なく会議等の模様を撮影したり録音等を行わないこと。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の進行の支障となる行為を行わないこと。